

令和8年5月29日改訂

警報発令等の非常時の対応について

三重県立稲葉特別支援学校

台風、大雪等による気象庁（津气象台）から津市に警報等が発令された場合の休校やスクールバスの運行などの基準については以下の通りとします。

ただし、休校やスクールバスの運行などについての基準であり、お子様の登校については、ご家庭の事情やご家庭の周りの天候、道路状況の様子をもとに各保護者が判断し、危険を避けるなどの対応をとってください。また、お子様ひとりでバス停にいることのないようにしてください。

なお、連絡については、すぐーるの配信で行いますので、必ず登録をお願いします。

1 各警報発表時の対応

(1) 朝6時00分現在、レベル5河川氾濫特別警報・レベル4河川氾濫危険警報・レベル5土砂災害特別警報・レベル4土砂災害危険警報・レベル5大雨特別警報・レベル4大雨危険警報・暴風警報・大雪警報が発令されている場合

- ① 臨時休校の措置をとりますので、登校させないでください。
- ② 臨時休校の連絡は、学校からすぐーるで配信します。

(2) 朝6時00分現在、上記警報が発令されていなくても、発令される可能性が高いと判断される場合

- ① 臨時休校とします。登校させないでください。スクールバスの運行も中止します。
- ② 臨時休校の連絡は、学校からすぐーるで配信します。

(3) 登校後、上記警報が発令された場合

- ① スクールバスの運行会社と連携し、安全確認をして下校の手配をします。学校をスクールバスが出発する時間などの連絡をしますので、バス停まで迎えにきてください。
- ② スクールバスの運行が危険であると判断したときは、お子様を学校で待機させます。学校からの連絡を待ってください。

2 その他

(1) 大雨警報・大雨注意報・洪水警報・洪水注意報・大雪注意報・津波警報が発令された場合は、状況によっては臨時休校または関連するバスコースの臨時運休をすることもあります。この場合、学校からすぐーるの配信などを通して連絡します。

(2) スクールバスが交通事故にあった時やテロ、自然災害などの他非常事態時の対応についての連絡は、できるだけ担任などを通して行います。